

# 石川県公報

令和3年2月24日  
第13382号(水曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示		○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(同)	1
○石川県税条例に基づく期限の延長	(税務課)	1		
公告				
○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課)	1		

## 告示

### 石川県告示第45号

石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第32条第1項の規定により、次のとおり地方税法(昭和25年法律第226号)又は同条例の規定による申告、申請、請求その他の書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限を延長する。

令和3年2月24日

石川県知事 谷本正憲

#### 1 対象となる手続き

石川県税条例第65条の規定による個人の行う事業に対する事業税に関する申告書の提出(令和2年中における個人の事業の所得に係るものに限り、同年の中途において事業を廃止した場合を除く。)

#### 2 対象となる地域

県内全域

#### 3 延長後の期限

令和3年4月15日

## 公告

### 土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年2月24日

石川県知事 谷本正憲

内浦土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	中村一雄	鳳珠郡能登町字宮犬12字33番地	令和2年11月30日

### 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和3年2月25日から同年3月25日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦 覧 に 供 す る 書 類	縦 覧 場 所
下唐川地区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	穴水町地域整備課